

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の二の表六の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に改め、同表七の項中「四、五〇〇」を「四、六〇〇」に改め、同表八の項中「三、六〇〇」を「三、七〇〇」に改める。
別表第一二の表一の項中「一七、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に改める。

別表第一四の表三の項第一号イ中「九、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同号ロ中「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同号ハ及びニ中「九、〇〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「七、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同号ロ中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改める。

別表第一六の表一の項中「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表二の項中「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表三の項中「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に改め、同表四の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改める。

別表第一七の表十一の項中「二〇、七〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一十七の表一の項中「二〇、六〇〇」を「二〇、七〇〇」に改める。

別表第二十九の表中「別表第三一の項」を「別表第三一の二の項」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表三の項及び七の表三の項中「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に改める。

別表第一八の表四の項第二号イ中「二七、九〇〇」を「一八、二〇〇」に改め、同号ロ中「一三、一〇〇円」を「一三、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同号ハ中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同号ニ中「一、九〇〇円」を「二、九〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同号ニ中「一、九〇〇円」を「二、九〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の項中「一九、二〇〇」を「一九、三〇〇」に改め、同表二の項中「一七、七〇〇」を「一七、九〇〇」に改める。

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表二十一の項中「八、六〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、同表二十二の項及び二十三の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

別表第一六の表三の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表五の項中「一一、三〇〇」を「一二、七〇〇」に改め、同表十六の項中「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に改める。

別表第一九の表十五の項中「三八、〇〇〇」を「三九、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

提 案 説 明

消費税率及び地方消費税率の改定を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部

改正に鑑み、手数料の額を改定するため、この条例を定めようとする。